則の一部を改正する等の規則 土地改良区の解散 土地改良事業計画の変更認可 岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令 道路の供用開始 道路の区域変更 保安林に指定する予定である旨の通知 飛驒川地域森林計画の変更 宮・庄川地域森林計画の変更 揖斐川地域森林計画の変更 木曽川地域森林計画の樹立 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し 県営土地改良事業の換地計画の決定 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 長良川地域森林計画の変更 目 訓 公 告 規 令 甲 示 示 則 次 同 同 入 道 治 同 同 同 同 森 観 **建** 地 路 林 業 設 維 政 整 流 Щ 整 光 持課) 八五五 策 備 通 備 課 課 課 課) 八五七 課 課) 八五四 課) 八五五 八五七 八五七 八五七 八五六 八五六 八五五 八五四 八五四 八五四 八五四

土地改良区役員の退任及び就任

(西濃農林事務所) 八六一(スポーツ健康課) 八六〇

(街路公園課)

八六〇

指定管理者の指定

平成二十四年十二月二十八日

第

千

四

百

八

号

平成二十四年十二月二十八日

岐阜

県公

報

毎週

(金曜日)

発行

第240	0 8号		岐	阜	県 公	報	<b>平成</b> 24 <b>年</b> 12 <b>月</b>	月28日 (85	4)
	この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。 附 則 「一岐阜県恵那山高原国民休養地管理規則(平成十八年岐阜県規則第十九号)	第四十二号)	養地管里視測の発上)(岐阜県恵那山高原国民休養地使用料徴収条例施行規則及び岐阜県恵那山高原国民休養地使用料徴収条例施行規則及び岐阜県恵那山高原国民休	二十五から二十八まで削除	別表二十五の項から二十八の項までを次のように改める。県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。	第一条(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則(平成十二年岐阜(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部改正)の規則 の規則 の規則の ( の規則の ( ) の則の (	岐阜県規則第八十二号 岐阜県知事十古 田 计全	平成二十四年十二月二十八日則をここに公布する。知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する等の規知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する等の規	規則
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により飛驒川森林計岐阜県告示第六百十四号	岐阜県知事 古 田 筆平成二十四年十二月二十八日 回区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により告示する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により長良川森林計	岐阜県告示第六百十三号 岐阜県知事 古田 筆	平成二十四年十二月二十八日計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により告示する。	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により宮・庄川森林――――――――――――――――――――――――――――――――――――		平成二十四年十二月二十八日画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により告示する。森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により揖斐川森林計岐阜県告示第六百十一号	平成二十四年十二月二十八日	画区の地域森林計画を樹立したので、同法第六条第六項の規定により告示する。森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により木曽川森林計岐阜県告示第六百十号	告 示

二 指定の目的

土砂の流出の防備

画区の地域森林計画を変更したので、 同法第六条第六項の規定により告示する。

平成二十四年十二月二十八日

岐阜県知事

古

田

岐阜県告示第六百十五号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十四年十二月二十八日

古 田

岐阜県知事

下呂市馬瀬数河字宮ケ洞一七七一、一七七三、一七七四、一七七五の一、一七七六

保安林予定森林の所在場所

指定施業要件 立木の伐採の方法

Ξ

主伐は、択伐による。

岐

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に

備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第六百十六号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

> 路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、平成二十四年十二月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道

平成二十四年十二月二十八日

岐阜県知事

古

田

		類の道 種路 路
輪	島	線
41 80	<b>R</b>	名
目三七番一地先まで同れています。	目一六番一地先から各務原市蘇原花園町一丁	区間
後	前	別前変区 後更域
0 吡	一	ル (
<b>!</b> i • 0	<b>11</b> • 0	ト 長
		備
		考

岐阜県告示第六百十七号

用を開始するので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供

路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十四年十二月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道

平成二十四年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田

県道	類の道 種路							
三川	路							
輪島	線							
線	名							
七番一地先まで 同 市蘇原瑞穂町二丁目三 六番一地先から	区							
	ル(延)メー							
□ 1 	l ト長							
<b>□平</b> • <b>□成</b> □ 六	の期日							
<b>曇平</b> <b>∴成</b> 六	ほ示変決 (備 か年更定区 ) 月の又域 日告はの考							

岐

# 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

す る。 小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により大規模** 

通課において縦覧に供する。 なお、その意見書は平成二十四年十二月二十八日から一月間岐阜県商工労働部商業流

平成二十四年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田

建物の名称及び所在地

マックスパリュ 垂井ショッピングセンター

不破郡垂井町二二八九番五

意見の概要 意見なし (届出事項

変更)

土地改良事業計画の変更認可

法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第四十八条第九項において準用する同

平成二十四年十二月二十八日

四十八条第十一項の規定により公示する。

岐阜県知事 古

田

地関改市	施
改市大曽川	行
. 右岸用水土	者
水土	名
関市	施
関市木曽川	行に
贝	係
岸田	る地
. 右岸用水地区	区
区	名
平成	認
一四	可
- -	年
=	月
ō	日

### 土地改良区の解散

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第六十七条の第一項の規定により、

の土地改良区は解散したので、同条第三項の規定により公示する

平成二十四年十二月二十八日

岐阜県知事 古

田

白	土
Ш	
町	地
蘇	
原	改
±	良
地	
改	区
良	
X	名
平成二四・一二・一七	解散認可年月日

# 県営土地改良事業の換地計画の決定

覧に供する。 準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦 県営土地改良事業瑞浪東部地区大湫工区の換地計画を定めたので、同条第四項において 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、

平成二十四年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田

#### 縦覧期間

平成二十四年十二月二十八日から

平成二十五年二月一日まで

縦覧場所

=

瑞浪市役所

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定 により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項第四号 (廃業等) の規定に基

平成二十四年十二月二十八日

次

岐阜県知事 古 田

						<i>&gt;</i> \ 2	- ти	·			( 000 )
十四年 四年 五月 十四十	七日 平成二十	六四年九月	平 五四年九二十 月	平成二十		五四平 四年成 九二十	五四五日九二月	四日九月	平 三 四年二日月	平 二四元 十 日月	平 日 取
異 株 式 会 社	飛相総業	森組	株 式会社 イ	株式会社		ヤマササ	稲田組名	株式会社	青宝宝建築	株式五	株式 名商 科 スラ スラ スラ は
重役 代表 収締	操 役 代 表 取 村締	治役森俊	代表 取締 木	代表取締		武 役 代表取締	敏 役 信 彦 稲 珥	た 幸信 マ 青木	代表取締 伊藤	代表取締 屋	代 長 名 表 取 節 の
八号 一丁目三番一 世皇市薮田南	番地七 宮田一八三七	三番地 東町四丁目二	各務原市三井 一 二 六	加茂郡白川町		八四八 一郎那市明智町	七番地三二三二	10年	瑞穂市穂 <b>積</b> 一	下呂市萩原町	岐阜市細畑一 の所在地業所
八 特 二 九 二 九	二八般二十二六		_	般十九		般・特十九	一三九五		般十九 — 四0	般十九 八 八 八	般二十 番 号
工事業網構造物及びほ装出木、とび・土工、	塗装工事業		管工事業	鋼構造物工事業	施設工事業 内装仕上及び水道	ル・れんが・プロッとび・土工、タイとなる。	業のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	上下、重張しば・	内 装 仕 上 工 事 業	土木及びほ装工事	土木、大工、とび・取り消した工事業
四四年十月	平 三	四年十月	一四平 日十二 月十		二四平 四年九二 月十	二十日四年九二十	十四平九年成日九二	十八日 平成二十	十四平成 四年九月十	十四平四九二月十	十四日月月
	新 ム 井 建 材	山庄ホ <b>ー</b>	大島建築		会 工 川 社 事 尾 状 式 気	西濃工法法	ク北限会社	業 力 株式会工社	左官 店 夫	プ 木下パイ	会 コ テ う 商
i i	新けい。	役 加藤	大島芳郎		博役 代康 川尻 紹居	己喜 役 表 取 締	丹羽 郑 二	規 役 代表取締	野中正夫	和則 木下	英 輝 三 輪
三 三 三 二	美濃加茂市新	丁目四番一七関市豊岡町二	番地 世界 医二丁目四六七		番地の六 宝山一六五六 下呂市金山町	の二 草深九四番地 揖斐郡池田町	四〇番地一	二七二一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	向町三丁目三 三七	白鳥八五〇の郡上市白鳥町	目一一五番地西市場町六丁
六		<u>三五〇三〇</u>	九六二六		二七五八	一七〇八五	七一〇〇七五	一 般二十 〇 一	六五〇〇四 一十一	六四四〇 一	010四八
工事業工事業	土木、とび・土工、	タイル・れんが・建築、大工、屋根、	建築及び大工工事		業 機械器具設置工事	業を表び防水工事	とび・土工工事業	工事業工事業とびの	工工事業 工工事業	水道施設工事業	工事業で、板金、塗装、電気、板金、塗装、
	月 巽組 一役 松原 一丁目三番 一 八一二 一 鋼構造物及びほ装 一 四日 一 三〇 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	1	1	The continue of the contin	Ration   Part   Par	1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	異組     役 宗宗     八四八 一     三三一八     とび・土工、タイ     四年十月     四年十月     一十四十十     一十四十十二     一十四十十二     一十四十二     一十二     一	雅田組 役 雅田 広瀬町一三三 - 三二九五 土工、	中央	一型	2

プロック、鋼構造学、大工、屋根、	五二十二	二六二三二六二三二六二三十二二二六十二三十二十二二十二十二十二十二十二十二十二十	敏 役 表 寺嶋 締	株寺山会社設	月四平成日十二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	電気工事業	〇 般 一八九 九 六	一二番地 岐阜市大倉町	総 役 代表郎 籐締	株式会社	十四平 七日 日 月十	( 859
消防施設工事業	四四二六	の二五白鳥二八番地	峯 役 代	株式会社機	月四平二年成日十二十	造園工事業	〇〇一〇四	地の三 中一一三二番 可児郡御嵩町	村 瀬 守	村瀬興業	十七日 四年十二 月十	) 平成
業 及び水道施設工事 ・			光	設	月日	建築工事業	六一〇二四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四	二三 一七	信 役 代 博 髙 取 井 締	高 <b>井環</b> <b>境</b>	十四平 九日十二 月十	24 <b>年</b> 12 <b>月</b> 28
網構造物、ほ装、とび・土工、石、	一 六四 九五	七五六番地	役 表 取 締	カワダ建社	四平 = -	装仕上工事業	八七四七	三 五二三	丹 取納利治	藍有研会社	十四平 七日 月十	8日
工事業とび・土工、土木、とび・土工、	〇〇世 三 三 五	一〇九番地二	志加木屋篤	木加木屋土	三四平十二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	業コオ及で産業コー	一角	六 屿 八	度 一	株式会社	十四平五年五日十二月十二月十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	岐
建築工事業	〇一十九 一	号 丁目五七番二 岐阜市加野一	坂井嘉二	店 坂 井 工 務	三 四 平 十 十 元 日 月 十	ー I 、スペタ Auth teiv ・ I inf	B 一五八三七	大浦二九八〇	夫 役 所澄	计 井組	十一四年十月	阜
塗装工事業	一五九六八 五九六八	五町二九二八二八二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	中西石松	店中西塗工	二四平 十二年 九十二 日月	とび・土工工事業	般二十三 八七	羽島市正木町	代表取 澤頭	有限会社	平 四四年十月	県 公
塗装工事業	〇一一七四 一七四	山二九一九一長	松田弘樹	岐東塗装	二四平 四年成二 四月	建築、大工、屋根	般十九 一〇四八	大垣市入方三	代表取締 日比	株式会社	平成二十 月	報
具工事業 水、熱絶縁及び建 水、熱絶縁及び建	五〇〇六三	屋敷一九七番	竜 役 代 徳 加藤 解締	ホームタッケン	二四 平成 十二日 月 十	土木及びとび・土	般二十三 八九六	可児市塩一九 〇八七番地一 大垣市墨俣町	代表 田 雅 一	日比野木	平 四四平 月 日 年成二十 月十	
强 <b>经</b> 人工 <b>建</b> 等 等	八二船	五五五四四	雅役代弘立即	カイル・オープ	二四平十二日月十	塗装工事業	四二般二十二六二	地 一丁目四一番	登松智慧	店 松 本 塗 装	四四平日年成十二月十	第 2
<b>電力で</b> アフェー	・ハーないのでは、カーないの	番八号	泰役 元 高耳橋	ノアペテクネ	十四五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	土木工事業	〇〇四四八 二	鷲巣-六七〇 一六七〇	秋山正昭	秋山組	四四年成十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	408号
<b>管交び方ドロ事業</b>	寺       中   四	支皇市六条大	<b>弋</b> 長収命	朱式会士	平 戊 十			七			四日	

株式会社名鉄インプレス

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目二六番二五号メイフィス名駅ビル四階

構成員

岐阜市長良六四八番地

株式会社岐阜グランドホテル

昭和村MCグループ 指定管理者となる団体

電気工事業	一般二十五五	一 羽根 四 二 下呂市萩原町	純一役代表取締 佐藤	工事 存 存 限 会 社	月十四日 平成二十
び水道施設工事業の大人では、大人では、大人では、大人では、大人では、大人では、大人では、大人では、	:		:		:
	六 : ( ( :	(	男	:	月十二日
左官、とび・土工、土木、建築、大工、	HOO七六	一〇番地一 大垣市木戸町	役 児玉	キョウワ	四年 一十
	五〇一六一	番地 宇多院二七四	和豐藤井	務店川工	月四年十一
とび・土工工事業	般十九三	関市武芸川町	代表取締	有限会社	平成二十
事業物及び内装仕上工					

## 指定管理者の指定

第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県都市公園条例(昭和三 十七年岐阜県条例第四十一号) 第九条の八の規定により公示する 平成記念公園に係る地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二

岐

平成二十四年十二月二十八日

岐阜県知事

古 田

十七号) 第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、 センターの維持管理に関する業務に限る。) に係る地方自治法 (昭和二十二年法律第六 岐阜県長良川スポーツプラザ (宿泊施設に関する業務及びスポーツ科学トレーニング

愛知県名古屋市中村区名駅一丁目二番四号

株式会社名鉄レストラン

愛知県名古屋市瑞穂区新開町二九番三三号

名鉄環境造園株式会社

愛知県名古屋市西区那古野二丁目一一番二三号

中央コンサルタンツ株式会社

指定の期間

平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

指定管理者の指定

除く。)に係る地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項 号) 第十八条の規定により公示する。 岐阜県条例第四十一号) 第九条の八、岐阜県長良川球技場条例 (平成二年岐阜県条例第 泊施設に関する業務及びスポーツ科学トレーニングセンターの維持管理に関する業務を 三十三号)第十五条及び岐阜県長良川スポーツプラザ条例(平成五年岐阜県条例第十五 に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県都市公園条例 (昭和三十七年 岐阜メモリアルセンター、岐阜県長良川球技場及び岐阜県長良川スポーツプラザ (宿

平成二十四年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田

岐阜市長良福光大野二六七五番地の二八岐阜メモリアルセンター 内 指定管理者となる団体

指定の期間

公益財団法人岐阜県体育協会

平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

指定管理者の指定

島 渕 田 林 島 野 野 藤 野 野 井 木     幹 春 亮 正 國 利 泰 常 隆 繁 光     夫 巳 實 夫 司 郎 通 治 夫 之 名 章 藏		(	861	)	平月	<b>戊</b> 24 <b>年</b>	<b>=</b> 12 <b>/</b>	<b>]</b> 28	1		岐	阜		県	4	\$	報						第2	2 4 (	8 =	를 
・ツブラザ条例 (平成五年 戦 章 東条例第十五号) 第十八条の規定により、次の  1 日 ( ) 2 日 ( ) 2 日 ( ) 3 日 ( ) 2 日 ( ) 3 日 ( ) 3 日 ( ) 3 日 ( ) 4 日 ( ) 5 日 ( ) 3 日 ( ) 5 日 ( )											退任した役員		平成一	定によりを	とおり土地	土地改良	土地				枝阜市:	1 指定管理		平成一	り公示する。	岐阜県長良田
中								E	<b>□平</b> □成 □	月	貝			77	で良区の役員	法 (昭和二十	以良区役員の	1	五年四月	がお の サーレ	「をザナー・チ佐南三丁9	埋者となる団				ハスポー ツブ
中	1	監事	同	同	同	同	同	同	理事	役 名			72 T T N		見が退任	- 四年法	り退任及		一日から	5	八番	体		2 十 八		ノラザ条
中	;	森	小	朝	服	西	森	淺	木	氏			日		<b>込</b> ひ	律第	び就		平 成		号			Ħ		例()
中	1	島	林	倉	部	脇		野	野						就任	百九	任		<u>_</u>							平 成
中	1	省	亮	文	光			常	隆						した	, 五 : 五			八 生							五年
中	:	=	夫	雄	雄	勝	清	夫	之	名		岐			0	「 与 ) を			戸				岐			岐阜
中		司	同	同	同	同	同	同	安	住		早県知			祖 出か	まれ			<del>=</del>				早県知			条
中									郡輪			事			カ	八条等			旦				事			第十
中									党内			古			たの	7十六			で				古			뉼
区土福東輪中 平成 改良区名 年月日任 同	.	不	福	輪	楡	楡	下	中	町海			⊞				w		ı					⊞			う 第
区土福東輪中 平成 改良区名 年月日任 同		技博新	束	之内町	俣	俣新	大榑	鄉新	松新田						同条	規定										十八
区土福東輪中 平成 改良区名 年月日任 同	i	H		中郷	쓰	田六		田四	造						第十	によ										条の
区土地東輪中 平成 計量 中央	:		六	=======================================	番地	六八	七	九	番地			肈			七項	֖֖֖֝֝֞֝֝֝֝֓֓֓֓֝֝֝֝֓֓֓֓֝֝֝֓֓֓֓֝֝֓֓֓֝֝֝֓֓֓֝֝֓֡֝֝֓֡							肇			規定
在	1	番地	畨地	番地	<u>თ</u>	畨地	畨地	畨地	0	所					の規	次しの										によ
在	r																				<u></u>	 				
在																					<u>.</u>	地東	良区	就任		
日本中成 年前 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日																					Ē	争	名地	じた		
宣 日任     同 同 監 同 同 同 同 同 理 名     國 馬 篠 小 北 片 浅 近 淺 木 氏 松 高     國 馬 篠 小 北 片 浅 近 淺 木 氏 松 高     島 渕 田 林 島 野 野 藤 野 野 井 木     幹 春 亮 正 國 利 泰 常 隆     夫 已 實 夫 司 郎 通 治 夫 之 名																					_ P	· 中 中	年就			
同 同 監 同 同 同 同 同 理 役 同 同 國 馬 篠 小 北 片 浅 近 淺 木 氏 松 高 島 渕 田 林 島 野 藤 野 野 井 木 幹 春 亮 正 國 利 泰 常 隆 紫 光 夫 巳 實 夫 司 郎 通 治 夫 之 名 章 藏																					=	_ Ινχ. Ξ	月日任			
國 馬 篠 小 北 片 浅 近 淺 木 氏   松 高 島 渕 田 林 島 野 藤 野 野   井 木 幹 春 亮 正 國 利 泰 常 隆   繁 光 夫 巳 實 夫 司 郎 通 治 夫 之 名   章 藏													_	_	E-						_					
島 渕 田 林 島 野 野 藤 野 野   井 木     幹 春 亮 正 國 利 泰 常 隆   繋 光     夫 巳 實 夫 司 郎 通 治 夫 之 名   章 藏												ı	司	同	事	同	同	同	同	同	同	埋事	役名		同	同
幹春 亮正 國利泰常 繁光   大大 大大 大大 大大   夫日實夫司郎通治夫之名 章藏												ı	或	馬	篠	小	北	片	浅	近	淺	木	氏		松	高
大 夫 巳 實 夫 司 郎 通 治 夫 之 名 章 藏												ı	島	渕	田	林	島	野	野	藤	野	野			井	木
												Ī	幹	春			正	國太							繋	光
												;	夫	巳	實	夫	司	郎	通	治	夫	之	名		章	藏
日 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 日 日 日 日 日 日												I	司	同	同	同	同	同	同	同	同	安八	住		同	同
- Tip - Ti																						郡輪				
 																						芝内				
												ı	四	福	塩	福	南	大	楡	下	中	町海			里	四
四福塩福南大楡下中海 里四   郷東喰東波藪俣大郷粉 郷新田   新 船 樽新田													椰	束新	喰	束	波	藪船		大榑	郷新	松新田				畑郷
													_	田八	四		=	附一	Ē		田四	九			九六	八
同 里 六九六番地の一 同 四郷 一八一八番地 四郷 一八一八番地の一 同													_	八 〇 八	五五	六	八七		六三	五七	九	番地			番地	一八一八番地
番番番番番番番番番 6 の番地地地地地地地地地地ー所 一地												;	笛地	番地	番地	番地	番地	番地	畨地	番地	畨地	<u></u>	所		<b>の</b>	番地

平成二十四年十二月二十八日発行

発 発 行 行 所 者

庁 県

編

集

岐阜市三輪ぷりんとびあ十三 一

岐 阜 文 芸 社